

令和元年度

第25回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和元年7月10日(水曜日) 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条受理通知書の返納について
報告事項	農用地利用配分計画の許可について
議案第1号	市民農園の開設の認定について
議案第2号	農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	事業計画変更申請に対する意見について
議案第5号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第7号	農用地利用集積計画について

出席委員（17名）

2番 山本 宏一
3番 土橋 ひさ
4番 有本 太一
5番 曾根 光彦
6番 坂東 紀好
7番 吉中 雅三
8番 湯川 徳弘
10番 岩橋 章
11番 和田 好夫

12番 藤井 高
13番 廣井 伸多
14番 辻本 傑
15番 吉川 松男
16番 大河内壽一
17番 山本 茂樹
18番 谷河 績
19番 中村 弘

欠席委員（1名）

1番 宇治田清治

出席職員

農業委員会事務局

局長 東山 雅彦
課長 奥谷 知彦
副課長 清瀧 篤樹
班長 中川 拓哉
事務主査 中村 純也
事務主査 花谷志津香
事務副主任 殿元 輝之

農林水産課

課長 佐々木茂彰
農政企画班長 前島 一仁
農政企画班企画員
前田慎太郎
農政企画班事務副主任
上野 宏武

13時00分 開会

◆東山局長 それでは、定刻が参りましたので、第25回農業委員会総会を開催いたします。谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第25回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は18名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る6月28日、吉中委員、藤井高委員、辻本委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、宇治田委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、藤井高委員、廣井委員にお願いいたします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆花谷主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、14件ありました。内容は全て相続による所有権の取得です。

また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が2件ありました。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で2件ありました。

なお、No. 1は報告事項 5条届出No. 13と関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号の規定する農業用施設の届出が1件ありました。

No. 1申請地は小倉地区・・・、小倉小学校の・・・mに位置します。申請人は、

経営面積・・・㎡を有する農家です。農業機械の保管及び仕分けなどの作業を行うために農業用倉庫を建築するために本届出に至りました。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について、説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので併せてご覧ください。

本件は、農地法施行規則第29条第16号に規定する認定電気通信事業の中継施設の設置についての届出で1件ありました。

No. 1申請地は、直川地区・・・、六十谷駅の・・・kmに位置しております。設置者は、・・・です。・・・中継基地局を設置することにより、地域の・・・を図るため、転用するものです。なお、貸借権設定です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

◆16番（大河内壽一） いつ頃からこのようになったのですか。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置についての直近の事案を確認しましたが、基本的には報告事項として上げさせていただいていると思います。

◆16番（大河内壽一） 最初初めて出たときは議案だったが。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

一応この認定電気等に関しましては、農地法上許可の必要のない案件になっています。よって、議論の余地がないということで報告事項になります。ただ、電波塔が建つと健康被害があるかもしれないという苦情が地域であり、一時これを議案にしていたことがあったと思うのですが、あったとしても少なくとも20年以上前のことだと思います。

◆16番（大河内壽一） 困っていることがあり、土地を売買するときに、中継施設を設置する部分だけを測っていない、それで単価が安かったら測量費の方が全体より高くなる。それを・・・が負担してくれない。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

中継基地を設置するのにあたって、分筆が絶対しないといけない要件にはなっていないので、いわゆる・・・などは、当然経費節減ということで必要ないことはしないということであると思うのですが、これはあくまでも、・・・さんと地主さんとの間の話になりますので、これについては、そのようなことが確かに危惧されると思うのですが、届出をする上では用件が整っていますので、受理ということになると思います。

◆16番（大河内壽一） それは仕方がないのですが。

◆会長（谷河 績） 大河内委員が言われているのは、・・・㎡の内・・・㎡を測量して分筆した後、経費の方が高かったということですか。

◆16番（大河内壽一） そうです。

◆会長（谷河 績） それは当農業委員会には関係なくて甲と乙の話だと思います。

費用の話については、関係ないと思うのですが。それでよろしいでしょうか。甲と乙の、・・・と地主との間の問題だと思いますので。地主と・・・で費用の相談をしていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

「ハイと言うものあり。」

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ほかに何かございませんか。

それではないようですので、ご了承いただいたことといたします

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で6件ありました。令和元年6月10日付、19日付、7月1日付で受理通知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で24件ありました。令和元年6月10日付、19日付、7月1日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 14、24は賃貸借権の設定です。また、No. 1、4、12、14、19、21、24は開発許可済です。No. 7、8は報告事項農地法第5条受理通知書

の返納No. 1と関連しており、No. 13は報告事項農地法第18条合意解約のNo. 1と関連しております。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条受理通知書の返納について、説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件については、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出に係る受理通知書の返納が1件ありました。

平成31年4月9日付で、受理通知書を交付しましたが、当該地の一部を他の事業者が事業主となり事業を行うことになりました。事業計画の変更により、改めて申請をやり直す必要があったため、返納するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農用地利用配分計画の許可について、説明いたします。

◆花谷主査 番外、説明します。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、13件ございました。面積は、田が34,571㎡、畑が95㎡、合計34,666㎡です。

なお、No. 1からNo. 6は5月28日付け、No. 7は6月4日付、No. 8からNo. 13は6月14日付で県知事に

よる認可済です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

議案第1号 市民農園の開設の認定について、提案いたします。

◆農林水産課前田企画員 番外、説明します。

本件は、市民農園を開設認定するにあたり、市民農園整備促進法第7条第3項の規定に基づき、農業委員会の決定を経る必要がありますので、農業委員会のご意見をお聴きするものです。

まず、1号議案書とお手元に配付の資料1ページをお開きください。

今回の開設場所ですが、丸印で示しております、和歌山市・・・、・・・㎡及び・・・、・・・㎡、計・・・㎡となっております。資料2ページが詳細な位置図となっております。

当該土地についてですが、土地の所有者は・・・氏で、近年は所有者の高齢に伴い、農作物を作っておらず自己保全管理のみ行っている状態となっております。

また、今回の市民農園開設者は・・・氏で、自身が所有する農地で市民農園整備促進法などの法律に基づかない市民農園を個人で運営されており、ご友人である・・・氏から当該農地について同じような市民農園の開設の相談を受けたことがきっかけで、今回の申請に至ったとのことです。

資料の3ページをお願いします。

これは、市民農園施設の位置等を表示した平面図となっております。

1区画・・・㎡の計・・・区画で、付帯施設として農具格納庫、資材格納庫、休憩施設、トイレ、駐車場及び駐輪場の設備を備える予定となっております。

4ページから8ページに整備運営計画を添付しており、6ページをお願いします。

一番上に利用料金が記載されており、一年間の利用料としては、1区画・・・㎡あたり、基本利用料として・・・円となっております、1区画を利用するだけであれば・・・円となります。

1区画の利用に加えて、農具や栽培資材を使用する場合は・・・円の追加の利用料金が加算され、さらに、講習会や種や肥料なども使用する場合はさらに・・・円の追加の利用料金が加算される料金の仕組みとなっております。

したがいまして、これら全てを利用する場合については年1区画・・・円の利用料金となります。

また、開設予定は・・・年・・・月・・・日の予定となっております。

当該申請地につきましては、現在、自己保全管理の状況であり、今後、市民農園にすることで農地を有効利用することが見込まれ、市民農園整備促進法第7条第3項に掲げる1号から6号について全ての要件を満たすと判断し市民農園として認定しようとするものです。説明は以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、

説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆7番（吉中雅三）内容及び施設のことですが、転用及び・・・はどのような扱いになっていますか。

◆農林水産課前田企画員 番外、説明します。

まず市民農園整備促進法についてですが、市民農園整備促進法に認定されますと転用とうは不要ということになります。それから・・・なんですが、所有者の・・・さんの・・・は・・・となります。以上です。

◆会長（谷河 績）この説明でよろしいでしょうか。

◆7番（吉中雅三）ありがとうございます。

◆会長（谷河 績）ほかにご意見、ご質問ございませんか。ないようでございますので、議案第1号は可決といたします。

議案第2号 農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消願について、提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

農地賃貸借契約等登録台帳の適正管理に伴う事務手続きの特例措置に関する要綱に基づく申請が1件ありました。

抹消願の申請理由について説明します。

No. 1 平成・・・年以前、年月日不詳より道路として利用されている。また、台帳上の貸借人である・・・氏についても・・・で連絡が取れないため抹消する。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます

ので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で3件ありました。

No. 1からNo. 3については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので、併せてご覧ください。

No. 1 申請地は、西和佐地区・・・、和歌山インターチェンジ出入口の・・・mに位置し、高速道路インターチェンジの出入口からおおむね300m以内のため第3種農地に該当します。平成・・・年・・・月・・・日付で露天資材置場の転用許可を受けていますが、造成工事時に、近隣の・・・より駐車場が不足しており当該地を駐車場として買受けたいとの相談を受け、当該地を露天駐車場として転用を行いました。工事

中に用途が変更となったため、事業計画変更の申請を行うものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので、併せてご覧ください。

No. 1 申請地は、安原地区・・・、岡崎前駅の・・・mに位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため、第2種農地に該当します。近隣から駐車場としての要望も多く、付近に分譲住宅や会社があり、駐車場としての需要も多いことから露天貸駐車場として転用するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので、併せてご覧ください。

No. 1 申請地は、紀伊地区・・・、県

立和歌山盲学校の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は、・・・を営んでおり、事業規模の拡大に伴い資材置場のスペースが不足してきたため、和歌山北インターチェンジに近い当該地を露天資材置場として転用するものです。なお、隣接農地の所有者から転用に関する同意が得られていなかったため、現地調査及び事情聴取をおこなっております。後ほど担当の委員さんより報告があります。

No. 2 申請地は、小倉地区・・・、紀伊小倉駅の・・・mに位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため、第2種農地に該当します。申請者は、・・・を営んでおり、小学校やスーパーから近く住環境に適した場所である当該申請地を分譲住宅として転用しようとするものです。なお、開発許可申請中です。

No. 3 申請地は、和佐地区・・・、河南総合体育館の・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、既存施設の拡張にあたるため、不許可の例外に該当します。申請者は、・・・を営んでおり、・・・するための駐車場が不足しているため、事業所に隣接する申請地を露天駐車場として転用しようとするものです。なお、・・・年・・・月・・・日付で農用地区域の除外もされております。

No. 4 申請地は、岡崎地区・・・、東部サービスセンターの・・・mに位置し、おおむね500m以内に市の支所があるため、第2種農地に該当します。申請者は、・・・を営んでいます。資材の増加に伴

い既存の施設では手狭となってきたため、交通の便が良く、既存施設から離れていない当該申請地を倉庫及び倉庫に付随する駐車場として転用するものです。なお、開発許可申請中です。

No. 5 申請地は、安原地区・・・、安原小学校の・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であるため、不許可の例外に該当します。申請者は現在、・・・に住んでいますが、・・・の農地に住宅を建て、そこで農作業を学んでいきたいとのこと。なお、使用貸借権の設定で、開発許可申請中です。

No. 6 申請地は、安原地区・・・、三田小学校の・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であるため、不許可の例外に該当します。耕作地から近く、農業に従事しやすい当該申請地へ住宅を建てるべく、転用の申請をするものです。なお、使用貸借権の設定です。

No. 7 申請地は、安原地区・・・、岡崎前駅の・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため、第3種農地に該当します。耕作地に近く、営農に便利な当該申請地へ住宅を建てるべく、転用の申請をするものです。なお、使用貸借権の設定です。

No. 8 申請地は、東山東地区・・・、伊太祈曾駅の・・・mに位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため、第2

種農地に該当します。申請者は・・・を営んでいる・・・です。現在、隣接する分譲地にて住宅を建築する予定ですが、自家用車、作業車及び来客用の駐車場を隣接地にて確保することが出来なかったため、当該申請地を露天駐車場とするため、転用の申請をするものです。

No. 9 申請地は、紀伊地区・・・、山口小学校の・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であるため、不許可の例外に該当します。耕作地に近く、営農に便利な当該申請地へ住宅を建てるべく、転用の申請をするものです。

なお、No. 1、2、4につきましては、吉中委員、藤井高委員、辻本委員と現地調査並びに事情聴取を行っておりますので、担当の委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1につきましては、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので吉中委員さん報告願います。

◆7番（吉中雅三） 議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、No. 1を報告します。

先月28日事務局東君の案内説明のもと、辻本委員と私とで現地調査と聞き取りを行いました。現地の所在は紀伊地区・・・にあり、県道・・・線バイパス沿いで、東側は資材置場、西側も資材置場、南側は道路で北側の一部に農地が残っている状況でした。

申請地の状態はトラクターで耕し、畝を立てていて管理状態は良好でした。バイパス道路が出来たため、1種農地が分断され

北側にある申請地が2種農地に、南側は1種農地に該当すると東君に説明を受けました。

今回の申請理由については、申請者の・・・さんの建築資材置場は・・・に面積・・・坪位ありますが事業拡張に伴ない手狭になり、資材置場を探していたところ、北インターに近く利便性の良い本申請地が見つかり申請に至ったとのことだそうです。

法人の内容については、本店は・・・にあり資本金・・・、従業員・・・人、設立は平成・・・年・・・月、事業内容は・・・を行い、主に・・・を行っているとのこと。

被害防止計画は、進入路は南側道路より行い、排水については東側の既存水路に流すとのこと、また、地元水利組合、藤崎井土地改良区の同意書も添付していました。盛土については南側バイパス道路の高さより、10cm低くし土砂の流出を防ぐとのこと。

また、建設残土を置かない、主に足場パイプの置場にするととのこと、転用の確実性については・・・で賄うとのこと。完成予定は許可日より6か月以内とのことでした。

なお、議案にも明記していますが、隣接農地の同意書がありません。理由については・・・だとのこと、申請者から隣接同意に関する経過書が提出されています。

同意書がないことは少し危惧されますが、その農地は永らく耕作放棄されており、転用による付近農地への影響は少ないと考えられます。以上の観点から現調委員の意見としては本申請はやむを得ないと考えます。委員皆様の慎重審議をよろしく願います。以上報告終わります。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます

した。No. 2につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので辻本委員さん報告願います。

◆7番（辻本 傑） 議案第6号No. 2の農地の権利移転と転用に関する事案について、6月28日に現地調査並びに申請人からの事情聴取を行いました。本件申請に係る農地転用面積は3,000㎡を超えることから、・・・の他1名の委員並びに当委員会の吉中委員と私の4名で現地調査並びに事情聴取を行いました。その模様を報告いたします。

申請人は、・・・で議案書記載のとおり・・・の農地を譲り受け、ここに分譲住宅21戸を建設する運びであることから申請に至ったものです。

さて、本件申請の対象となっている農地は、市街化調整区域内にありますが、近くに和歌山線紀伊小倉駅や小倉小学校などが所在することから第2種農地となっています。その他、当該農地は既存の集落に隣接しているほか、周辺には新しい住宅なども見られ市街化が進んでいる地域となっています。

申請人は権利移転完了後、速やかに着工し、令和2年末頃までに完成させる計画であり、当該農地の全てを確実に事業用に供するものと思われます。

また、事業資金は・・・で賄うほか、申請人の和歌山市内におけるこれまでの事業実績などを勘案すると事業者の資金力、信用等に問題は無いものと思われます。

なお、申請人側の説明によると、許可が下り次第、周辺の道路面よりやや高くなる程度に盛り土を行う等の造成をする運びですが、周囲にコンクリート擁壁を設

けるなど、周辺農地や用水路に悪影響が出ないような措置がされる予定であります。

このように、現地調査や事情聴取の結果からすると、宅地造成に伴う土砂の流出や崩壊、その他災害を発生させるような懸念はないものと考えられ、周辺の営農条件に悪影響を及ぼす心配は無いものと思われま

す。
以上のとおり、現地調査や事情聴取の結果を総合的に勘案すると、農地法第5条2項に掲げられている不許可のケースに該当するような問題点は見当たらず、本件申請を許可しても問題は無いものと思われま

すが、委員各位による十分なお審議をお願いして報告とします。
◆会長（谷河 績） ありがとうございます。No. 4につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので藤井高委員さん報告願います。

◆7番（藤井 高） 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、去る令和元年6月28日殿元局員と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請者は市内・・・に住む・・・さん、申請地は市内・・・、田・・・㎡で申請地は県道・・・線の南側に隣接する土地です。

・・・さんは・・・を営んできましたが時代とともに機械も大型化し資材も増え、車の転回スペースにも苦勞している状況でそのため倉庫機能を分散しようと土地を探していたところ、この度1kmほど北にある申請地を譲ってくれるとのことでした。

申請地は県道から直接進入できる土地であり、先頃近くに和歌山南インターチェンジやそれに繋がる都市計画道路も整備され

交通の便も良い土地です。また、隣接農地の地主からの同意書もあります。雨水は雨水枡で集水後、排水管を通して西側の水路へ放流をします。紀の川左岸土地改良区の同意書もあります。また、資材などの保管管理に役立て安定した経営を続けて行く計画ですとのことですが委員皆様方の慎重なお審議のほどよろしくお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第6号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆8番（湯川徳弘） 同意書なしの議案は過去の議案書の中にもありました。その都度審議に苦勞しているが、許可の判断基準に左右されるのか、あった方が良いということなら法律の許可基準の対象にならないので。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

単なる同意ということなら法的な検討要件には入りません。ただし、農地転用を審査する場合、隣接の農地に農業上の被害が及ぶかどうか、これは重要な許可基準の判断の材料になっています。隣接の農地の所有者の同意書が付いている場合については、隣接の農地に重大な被害が及ぶには至らないと考えられます。ただし、同意書が付いていない場合、同意できない理由が何であるのかを農業委員会で検討し、その上で、農業上の被害があると見込まれるのであれば委員会として許可できない案件であるという意見を出す。そのようなことがなく、ただ単に個人同士の感情のもつれなどで同意書が書けないというような案件であれば、これは農業上の被害と関係がありませんので、この場合は、同意書がなくても許可相

当であると思われます。

◆会長（谷河 績） 湯川委員。よろしいでしょうか。

◆8番（湯川徳弘） それでここは耕作放棄地で草が生えていた、この件は、草の管理も自分たちでしない、放置して許可を受けて資材置場にするとということだが、今までの現状に隣接の人は腹を立てたのではないかと思うのですが。この場合、加味しなくて良いということであればそれで良いということなのか。

◆7番（吉中雅三） 多分私、下手に説明してしまったのかもしれませんが、この件について同意をくれない理由としては・・・ということ。このような土地が全国的に多いと思うのですが。・・・ということ。経過書が提出されていますので事務局簡単に説明をお願いします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

添付書類として、経過書が申請人から提出されていますので、それを読ませていただきます。全部読んでしまいますとかなり時間がかかりますので、噛み砕いて読ませていただきます。

今回の申請地の北側の問題になっている農地についてですが、その所有者が・・・さん、この方は・・・ですが、・・・ということ。また、・・・。そして今は空き家となっているとのこと。申請人が近隣に尋ねて親戚宅を訪問したということが経過書に書かれています。それを読ませていただきます。

平成・・・年・・・月・・・日・・・曜日の・・・さんの親戚にあたる・・・さん宅を訪問しました。・・・さんは・・・にあたります。当日はその方の・・・が対応してくれたと

のこと、・・・でしたので地図を渡して内容を説明したとのこと。続いて、2日後の平成・・・年・・・月・・・日・・・曜日に再度・・・さん宅を訪問しました。事情を聞いたところ・・・さんが対応してくださったとのこと。・・・には一切関わっておらず・・・とのこと。ただ、・・・ときに・・・と思われる方が・・・そうです。この方の名前も連絡先もわからないということ。

次に、・・・さんが近隣に事情を聞いて回り以下のことが分かりました。この・・・さんは・・・です。・・・さんの自宅は・・・にあるのですが荒廃が酷く倒壊の恐れがあるとのこと。近隣の・・・さん、・・・さん、・・・が和歌山市に嘆願に行きましたが、和歌山市としては何も対策をしてくれないとのこと。・・・が・・・にいるらしいのですが、近隣の人で探しに行きましたがわからなかったということ。・・・も分からないので本人との連絡を取るの難しいと言っておられました。和歌山市は・・・を知っている様子だが個人情報なので教えてくれないとのこと。今回の申請地である・・・の隣接地の・・・が・・・さんの土地を購入したいということが過去にあり、・・・を探したが分からなかったとの情報もあります。

今回現地調査を行う前にこの家を見にいきました。和歌山市の空家対策課の方で対策を行っており、バリケードが設置され、屋根のところに倒壊注意の張り紙が貼ってあったので誰も住んでいないのかと思います。

◆会長（谷河 績） ご了承いただけますか。この議案について、何かご意見、ご質

ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明します。

今回より、議案書の様式を少し改め、貸手、借手の経営面積の内訳、貸借期間の詳細を表記しています。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が7件ございました。

賃借権が3件、使用賃借権が4件の設定です。賃借期間は議案書のとおりです。

面積は、田が13,555㎡、畑が455㎡、合計14,010㎡でした。

また、その内農地中間管理事業による設定が3件あり、面積は、田が7,122㎡でした。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

その他、何かございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようでございますので第25回総会を閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。

14時55分 閉会